

審査請求書

2022年8月21日

取手市長 藤井信吾殿

審査請求人 [REDACTED]

貴殿の情報部分開示決定に不服がありますので、下記の通り審査請求をします。

審査請求人	住所	取手市 [REDACTED]	郵便番号 302-0034
	氏名	[REDACTED]	電話番号 [REDACTED]
審査請求に係る処分の内容	取手市長が2022（令和4）年5月17日付取建発第278号「情報部分開示決定通知書」（以下「通知書」）で「特定した情報の目録」のうち、①No.1「取手市緑の審議会委員における公募委員決定の評価基準」における「公募者選考基準」、および②No.6「取手市緑の審議会委員の委嘱について」における名簿のうち「備考欄」等について、それぞれ不開示とした処分		
審査請求に係る処分があったことを知った日	2022年5月25日		
審査請求の趣旨	通知書の「開示することができない部分及び理由」の記載内容に納得できないところがあるので、下記の理由から情報部分開示決定を見直すよう求めます。		
審査請求の理由	<p>① 「公募者選考基準」は公職にある委員が適正に選ばれているのか確認する上で必須の情報です。開示できない理由について「取手市情報公開条例第7条第1項第5号に該当し、公にすることにより適正な事務の執行に支障を及ぼす恐れがあるため」と、条文引用にとどまっています。公表すれば、どのような支障が市の事務事業に生じるのか、また似たようなケースで支障が生じた前例があるのか、上記条文を適用する客観基準はあるのか具体的で説得力のある説明がありません。</p> <p>② 「取手市緑の審議会委員の委嘱について」における名簿で、住所とともに不開示となった「備考欄」などには、委員がそれぞれ所属する自然保護団体等とその役職名が記載されていると推測されます。これら情報は、緑の審議会委員に適任の人物が選任されたか確認する上で必須の情報です。また、団体に所属して自然保護活動等に当たっている方々は多くの場合、その団体名を公にして活動しています。所属団体等の開示により「個人の権利利益を害する恐れ」はないと思われまます。</p> <p>市は開示できない理由について「取手市情報公開条例第7条第1項第5号に該当し、公にすることにより適正な事務の執行に支障を及ぼす恐れがあるため」と、①と同様、条文内容の引用にとどまっています。公表すれば、どのような支障が市の事務事業に生じるのか、また似たようなケースで支障が生じた前例があるのか、上記条文を適用する客観基準はあるのか具体的で説得力のある説明がありません。</p>		

処分庁の教示の有無	有
教示の内容	<p>[審査請求に係る教示] この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、取手市長に対して審査請求をすることができます。</p> <p>[処分の取消しの訴えに係る教示] この決定について、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内(この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合にあつては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内。以下同じ。)に、取手市を被告として(訴訟において取手市を代表する者は、取手市長となります。), 処分の取消しの訴えを提起することができます。</p>
その他関連事項	なし
添付書類	なし

以上